

教育委員会会議録

令和7年（2025年）3月定例教育委員会会議

開 会 日	令和7年（2025年）3月27日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～午後5時25分	
開 会 場 所	SPRING熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委員会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苦野一徳 委員 澤栄美 委員 村田槇 委員
	事務局	須佐美徹 教育次長 小島雅博 教育次長 中村順浩 総括審議員兼教育総務部長 福田衣都子 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第17号 熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について 議第18号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について 議第19号 熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について 議第20号 熊本博物館条例施行規則の一部改正について 議第21号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について 議第22号 熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方について 議第23号 熊本市学校規模適正化基本方針の改訂について 議第24号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則等の一部改正について 議第25号 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について 議第26号 熊本市いじめ防止基本方針改定について	
協 議	(1) 懲戒処分の指針の一部改正について	
報 告	(1) 熊本市地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進にかかるモデル事業について (2) 令和9年度市立高等学校入学者選抜について (3) 天明校区施設一体型義務教育学校「天明みらい学園」に係る校章について (4) 令和6年度 心のアンケートの結果について (5) こどもたちの心のケアについて (6) 令和6年度（2024年度）熊本市学校給食運営協議会評価報告書について	
署 名	苦野 一徳	
	遠藤 洋路	
会議録作成者	教育政策課 甲斐 まゆみ	

令和7年（2025年）3月 教育委員会会議録【3月27日（木）】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕 遠藤洋路 教育長	令和7年3月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、苫野委員と私とします。よろしくお願いいたします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため、案件を追加しております。 当該案件は、議第27号 熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正についてです。
日程第1 前回会議録等承認 遠藤洋路 教育長	それでは、「日程第1 前回会議録等承認の件」に入ります。 2月12日開催の令和7年第2回臨時教育委員会会議録、2月27日開催の令和7年2月定例教育委員会会議録、及び3月18日開催の令和7年第3回臨時教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。これらの会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。前回会議録等は、承認することに決定いたします。
日程第2 事務局報告の件 ・（1）事業・行事等報告について	
日程第3 議事	

- ・議第17号 熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

《中川浩二 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第18号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について

《中川浩二 教育政策課長 提出理由説明》

西山忠男 委員	細かいことですが、順番がちょっと気になります。「校長、副校長、園長及び教頭」とありますが、「校長、園長、副校長及び教頭」ではないのでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	校長を補佐する副校長ということではございますけど、園長は、所属長ということでのご指摘でございますと、校長、園長、副校長ではないかというご指摘でございましたが、校長、それから副校長を管理職の職の中でも上位に位置するものというふうに捉えて、この順序で表現をしているものでございます。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	確認ですけど、これは例えば校長試験に受かっている人が校長と副校長、園長は教頭と同じということですか。
中川浩二 教育政策課長	ご指摘のとおりでございます。
遠藤洋路 教育長	なので、級というか、そういう資格でいうと、校長と副校長が同格で、園長と教頭が同格と、そういうことですかね。 では、議第18号についてほかにご意見はありませんか。 ほかになれば採決を行います。 議第18号 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。
(異議なしの声)	

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。
議第18号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第19号 熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

《中川浩二 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第27号 熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

《中川浩二 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第20号 熊本博物館条例施行規則の一部改正について
- ・議第21号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

《中川浩二 教育政策課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

では、2件について説明がありましたが、審議及び採決は議事ごとに行います。
まず、議第20号 熊本博物館条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

西山忠男 委員

第7条の2の現行では「非常勤の顧問」という言葉があるんですが、改正後はそれが消えていますが、これはどういう理由でしょうか。

中川浩二 教育政策課長

現状は非常勤の顧問という職を設置しておりませんので、削

	除をしたところでございます。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	では、ほかにご発言がなければ採決を行います。 議第20号 熊本博物館条例施行規則の一部改正について、 ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。
	(異議なしの声)
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第20号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
遠藤洋路 教育長	では、議第21号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
西山忠男 委員	先ほどのご説明がよく理解できなかったんですけど、現行の副館長が転出して、その後に館長補佐が入るから変更するというお話だったんですが、そこがよく分かりません。じゃ、副館長が転出した後、また副館長を入れればいいのかと思うんですけど、そうじゃないことの理由を説明していただけますか。
中川浩二 教育政策課長	副館長と館長補佐の大きな異なる点という点でございますけど、まず副館長は管理職員でございますして、館長補佐は非管理職員となります。そこがまずもって大きく異なります。西山委員ご指摘のとおり、副館長が転出しても新たに副館長を設置すればいいのではないかとのご指摘、ごもっともでございますけど、全市的な管理職員の数に対して所属に配置できる管理職員の数というものに限りもありますことから、今回、定期人事異動において、副館長の後任には副館長を配置することができなかったという点もございまして、こういった体制になっているところでございます。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

では、ほかにご発言がなければ採決を行います。

議第21号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第21号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第22号 熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方について

《朽木篤 教育改革推進課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

今、ご説明がありました受益者負担の月額でございますけど、13ページを見ますと、試算では現行の部費プラス受益者負担月額3,000円程度となっていますよね。ところが、その下を見ると、受益者の許容できる負担額は、中学生保護者で2,914円となっています。この改定によって負担がどの程度増えることになるのか、そしてそれを保護者が受容できるのか、もし受容できないとしたら、そのあたりの説明はどうされるのか、そういった点をお伺いしたいと思います。

朽木篤 教育改革推進課長

まず、受益者負担の試算は、月額3,000円程度としております。週5回ですと月額3,000円程度になりますが、今想定していますのは週1回から4回、それぞれ部活動の中でも設定できるように考えております。

また、現行の部費、実費負担分につきましては、負担なしのところから高くて2,500円ぐらいまで幅広くありまして、平均ですと1,600円となっています。それぞれ現行の部費にもばらつきがございますので、表現はこのようにさせていた

澤栄美 委員	だいていところでございます。 なお、経済的に困窮する世帯につきましては、支援制度等を設けていきたいと考えております。 いろいろ検討していただいて、熊本市独自の部活の在り方を打ち出しているということを非常に私は全国的な傾向とちょっと違う熊本市のこの方向性にはすごく賛成なんです。というのは、元学校にいた者として、部活動の重要性、4ページにも書いてありますけど、いろんなよさがあるわけですね。そういったことで進めていくときに、やはり学校の職員で、やりたい人がやるという前提の下、全員がやりたいわけではないので、人材バンクということなんですけど、まだちょっと実施が先になるということで、どこまではっきり分かっているのか分かりませんが、この人材バンクの人材の確保というのは今のところ、見通しとしてどんなふうになっているか、分かるようでしたら教えてください。
朽木篤 教育改革推進課長	資料の10ページ、スライド番号ですと16のスライドになりますが、指導者の目標確保人数を1,600人としております。これまでのアンケート結果に基づく数字でございます。今後、この数字を目標に確保していきたいと考えておりますが、まだ種目とマッチングできるかというのも不安でございますので、本来ですと、この目標確保人数よりも以上を確保していかななくてはならないと考えております。
澤栄美 委員	今の9ページにも指導者の想定が書いてあるし、今までも伺ってきたわけですけど、ぜひしっかりと広報をして、そういうふうに求めているということが隔々まで伝わって確保ができるように期待したいと思います。よろしくお願いします。
西山忠男 委員	チャレンジクラブの創設なんですけど、これは私は非常に高く評価しているんですが、否定的な意見もかなり多く出ていて、それも読むと、そうかもしれないなと思う部分もあるんですね。ですから、チャレンジクラブは私は3年ぐらい実施はしてもらいたいと思いますが、それぐらいたったら一度検証して、問題点が改善するとか、どうしようもなければやめるとか、そういうこともやらないといけないだろうなと思いますのでよろしくお願いします。

遠藤洋路 教育長

特に今のは回答はよろしいですか。

西山忠男 委員

はい。

遠藤洋路 教育長

では、ほかにご発言がないようでしたら採決を行います。

議第22号 熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第22号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第23号 熊本市学校規模適正化基本方針の改訂について

《朽木篤 教育改革推進課長 提出理由説明》

澤栄美 委員

適正化の手順が5ページのところから書いてあるんですけど、この学校選択制度は非常にいいかなと思いながら拝見させていただきました。というのは、一つは、規模を適性化するというところもあるんですけど、例えば大人数がとても不得意だということもさんもおられるので、そういったこどもさんが小さな学校を選んで安心して過ごせるというところでも利点があるかなというふうに思いました。

それから、もう一つの地域の実情を踏まえた通学校区の見直しということで、例えば、私は以前、川上小学校に勤めていたことがあるんですけど、植木小学校が隣にあるんですが、植木小学校のすぐそばから40分ぐらいかけて歩いて通っているこどももいるということで、その時期は多分まだ熊本市に植木小学校がなかったんだったのですかね。一緒だったような気もするんですが、そういったところがほかのところにも結構あるかな

	と思うので、そこをもうちょっと柔軟に、緩衝地区のことも含めて、行けるというふうにすると、ずいぶんかどうか分かりません、少しは改善する部分もあるかなと思いましたので、その2点についてはぜひ進めていただきたいと思います。
西山忠男 委員	今、澤委員が言われた学校選択制度、私もこれ大賛成なんですけど、前回も発言したと思いますけど、こういう小規模校が選択されるようになるためには、やはり特色を出していかなきゃいけないと思うんですね。でも、特色を出すのはそう簡単ではないので、やはり教育委員会として支援が必要だろうと思うんですね。例えば仮に芳野小学校をそういう特色のある小規模校として、例えば不登校がちな子どもたちを集めるようにしたいと考えた場合には、あそこは通学が不便ですから、例えばスクールバスを運行するとか、じゃなかったら寮をつくるとか、あるいは先生をたくさん配置するとか、何とかそういう特色を出して保護者に魅力をアピールしないと、単に選んでくださいでは絶対選ばれないと思うんですね。そういうことも、もちろんお金がかかるので簡単ではないと思いますが、そういうことも考えていただきたいと思います。
朽木篤 教育改革推進課長	資料の4ページの第4章に今後の取組の対象校を載せておりますが、今後、この学校も含めまして、教育委員会内で、今、西山委員がおっしゃったようなことも含めて検討してまいりたいと考えております。
遠藤洋路 教育長	西山委員、よろしいですか。
西山忠男 委員	はい。
遠藤洋路 教育長	では、ほかにご発言がないようでしたら採決を行います。 議第23号 熊本市学校規模適正化基本方針の改訂について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声）
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第23号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第24号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則等の一部改正について

《松岡 指導課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第25号 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について

《松岡美幸 指導課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

簡単に言いますと、いろんな学校に出向いて行って指導する必要がなくなったと、拠点校での指導に限られるようになった、仕事が限られるようになったということなんですか。

松岡美幸 指導課長

支援員の業務は、編入当時のこどもさんに2週間寄り添って学校生活に慣れるように支援をするというような業務でございます。始める前の想定では、入ってきた当初の2週間なので、たくさんこどもが入ってくるというよりも、入ってきて2週間で、それが終わったら雑務等の仕事であろうというふうに予想していたので、そのような対応をしておりましたが、昨年も今年も継続的にこどもさんたちが編入をしてこられますので、寄り添った支援の業務がずっと継続されるということが明らかになってきました。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

最初の想定は1年間の間に仕事があったりなかったりするんじゃないかということだったわけですけど、実質、ずっと継続的に仕事があるというそういうことですかね。

では、ほかにご発言がなければ採決を行います。

議第25号 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

遠藤洋路 教育長	関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声） ご異議なしと認めます。 議第25号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第26号 熊本市いじめ防止基本方針改定について 《吉里麻紀 総合支援課長 提出理由説明》	
西山忠男 委員	まず、基本的なことをお尋ねしたいんですけど、このいじめ防止等基本方針は、こどもたちの間のいじめに限定した防止の基本方針なんでしょうか。
吉里麻紀 総合支援課長	はい、対象はこども同士というところで考えております。
西山忠男 委員	教師によるいじめ、ハラスメントの防止は別に定められているんでしょうか。
吉里麻紀 総合支援課長	先生からの暴言等につきましては、こどもを守る相談票等で対応しているところでございます。
西山忠男 委員	前回からどうも私の中でもややもやして、何でかなとずっと考えていて、ようやく思い当たったんですけど、それはやっぱり例の五福小の事件があって、あれをなぜ早期に解決できなかったか、なぜ、もっと周りが早く手を打てなかったのかと。あの事件が結局、こども局の創設につながったわけですね。私から見ると、あれはまるで市長が教育委員会にノーを突きつけた、おまえら何やっているんだというような行為だったようにも見えるんですね。そのことの反省がどこに生かされているのか

遠藤洋路 教育長

分からないというのが多分私の中のもやもやの最大のものだったと思うんです。

ですから、これをこども同士のいじめに限定してということなら、それはいいんですけど、やっぱりああいう事件が起こった以上は、教師によるハラスメント・いじめ防止というの、きちんとどういうふうに防止していくのかという、五福小の反省を踏まえてつくらないといけないんじゃないでしょうかねというのが私の感想ですけど、いかがでしょうか。

それについては、体罰等審議会というのをつくりまして、そこで審議をする体制になっていますし、そのための調査をする組織として学校問題対応チームというのを教育政策課につくっていますので、当時とは今、体制としてはかなり違っている、早期に発見できるような体制になっているというふうに考えています。

村田委員がお詳しいと思いますけど、村田委員が委員をしていただいていますけど、体罰等審議会というのをその後につくっていますので、そちらのほうは、むしろ先に整備がされていて、今回はこども同士のいじめに関しての体制ということになるのかというふうに思います。

西山忠男 委員

分かりました。

澤栄美 委員

5ページ、大きい文字の10ページに関係機関との連携というのがありますけど、前回のときにも少しお尋ねといいますが、意見を申し上げたんですけど、ここに「平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議を開催する」というふうに書いてあるんですけど、具体的にはどのくらい、どのような人たちが集まって連絡会議をされているかというのを教えてください。

吉里麻紀 総合支援課長

様々な連携会議が開催されておりますので、全ての把握はしておりませんが、例をいいますと、例えば総合支援課教育相談室にはコンシェルジュがありますが、コンシェルジュとこども局のこどもの権利サポートセンターでは、毎月事案の共有等を行っております。また、学校で様々な事案が起こった場合は、事案ごとに保健こども課他、いろんな関係部署を集めまして対応についての会議、これは定期的なものではなく、事案ごとに

澤栄美 委員

開催をするというようなところで行っております。

一番最後の34ページに図が示してあって、いじめが起きたときの対処ということの図なんですけど、いじめが、これはいじめ防止等ですので、いじめに特化してというところではあるんですが、いろんな部署があって、窓口として、保護者とか子どもが相談ができるところがたくさんあるということはいいと思っています。

その一方で、いろんなところがあって整理がつかないというのが現場の目からすると、そういったところもあるのかなと思うので、そこら辺の連携が十分取れるように、十分されているというふうにお聞きして思いますけど、ちょっと分かりやすくしてもらいたいというのが感じる場所がありますので、こといじめだけにかかわらず、子どもに関わるそういったことについて、例えば、子ども局でいうようないろんな部署がありますが、基本的に福祉に割と寄ったというところが大きいような気がするんですね。

学校の場合は、教育をする場というところを考えると、一次予防的な、この中にもそこは例えば道徳であるとか人権教育であるという項目を立てて上げてありますけど、学校側がどうしていったらいいかというのがやはり学校が分かるように、何か起きたときの対応だけでなく、起こらないようにする部分は学校の専門的な部分かなと思いますので、そういったところにも力を入れていければいいのかなと思いましたので、一つの意見になりますかね、よろしくお願ひしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

今の点は回答はよろしいですか、澤委員は。

澤栄美 委員

はい。

村田槇 委員

すみません、細かい表現についてなんですけど、前回のときに申し上げておけばよかったのかなともちょっと思ったんですが、この全体の中で「いじめを受けた」、「いじめの被害に遭った」、「いじめられた」というふうに関係するいろんな表記で出てくるんですけど、もちろん、加害側も「いじめを行った」、「いじめた」、「いじめの加害行為をした」などが出てくるんですけど、その中でも「いじめられた児童」という表現がとても引っかかるんです。これを全部一つに統一してくださいというふうにもちろ

	ん言うつもりではないんですけど、その「いじめられた児童」という表現だけどうなのかなというふうに感じていて、とてもデリケートな問題で、こうして細やかな改定を行うということなのであれば、やっぱり表現というのはとても慎重に考えたいなというふうに思っていて、自分もいじめを受けた経験のある身としては、「いじめられた児童」というふうにくられるというのが、何か見えないレッテルを貼られているような、あまりいい気分ではないですし、ちょっとそこはデリケートなんじゃないかなと思うので、「いじめられた児童」という表記だけちょっとどうにかならないのかなというふうに。すみません、このタイミングなんですけど、全体で9か所ほど出てくるんですが、そこだけちょっとお考えいただけたらと思います。
吉里麻紀 総合支援課長	ご意見ありがとうございます。とてもデリケートな問題なので、今すぐ「いじめられた児童」の言い換えをどういうふうにするかなというところは少し読み込みが必要かと思います。前回は、92項目出させていただいておりましたが、今回は16項目に絞っておりまして、ご指摘を澤先生からもいただいたとおり、記載の文言についてはもっと精査をする必要があるし、言葉の一つ一つの使い方についても、私たちも見直す必要があるかなと思っておりまして、今回は必要な改定だけに絞って出させていただいたところです。来年度以降、もう少し時間をかけてご相談をしながら、小さな文言についても修正をしていきたいと考えております。まずのところは4月からいじめ重大事態の対応について、新しい方式を実施するということで基本方針の改定をこのタイミングでさせていただきたいなということで考えております。
遠藤洋路 教育長	村田委員、ご趣旨としてはどんな言い方がいいとか、どんなイメージというのはお持ちですか。
村田槇 委員	3パターン出てくるんですね。「いじめを受けた」、「いじめの被害に遭った」、「いじめられた」というふうに出てくるので、自分としては、「いじめられた児童」というふうに表示されるのが一番引かかるので、それだったら「いじめを受けた」か「いじめの被害に遭った」というそういう概要というか、そういう形で表現してもらうのに統一してもらったほうがいいのか。逆に言えば、加害のほうもなんですけど、「いじめた児童」

遠藤洋路 教育長	も引っかけりはしますけど、中でも、どうしても受けた側のその表現というのが特に気になったので、すみません、このタイミングなんですけど、意見しました。 分かりました。では、今のご意見も踏まえて、次の、今回は最低限の部分だけということですので、今後の見直しに反映させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。
苫野一徳 委員	前日も議論になって、十分な決着はついていなかったんですけど、この重大事態の対応、これが学校主体も教育委員会主体も望まない場合が保護者や児童生徒にあるんじゃないかということで、その場合はどうしようか、そういったこともやっぱり明記しておいたほうがいいんじゃないかなというふうには思ったんですけど、こども局のほうに一元化とまで言わなくても、そういったチャンネルもちゃんとここに書き込んでおいたほうがいいんじゃないか等々の議論があったかと思うんですが、このあたりどのように、ここは教育委員会方式か学校方式かということにはなっているんですが、お考えをお聞かせいただければと思います。
吉里麻紀 総合支援課長	ご意見ありがとうございます。あの後、すぐにこどもの権利サポートセンターとも、こういったご意見をいただいたという情報は共有しております。ただ、すぐにこども局でということではありませんで、やはりご意見としては、法の整備とか、解釈の確認とか、そういったことが必要だというところで共通認識を持っております。そこも含めまして、次の改定のときには整理をしてお示しできたらいいなと思っております。
苫野一徳 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	では次回までの検討課題ということで。
西山忠男 委員	さっき私がお話をした教師によるハラスメント・いじめの件で、教育長からお答えいただいて、体罰等審議会で把握できるようになっていると、そういう仕組みをつくられたというのはそれは非常によいことだったんですけど、私が一番気になっているのは、同僚の教師たちが知っていながら、それを注意でき

遠藤洋路 教育長

ないそういう精神風土といいますか、要するに部活動の指導者で賞をたくさん取ってくるような有力な人には周りが誰も何も言えないというそこをどう変えていくのか。悪いことは悪いですよとちゃんとみんなが言わないといけない、そういう教師のマインドというのがやっぱり改善を本当にされるのかなという気がして、そこはやっぱり何とかしなきゃいけないんじゃないかなという思いがあるんですけど。誰に聞くわけでもないんですけど、ちょっとそういう感想を持ちました。

今の点はいかがですか。澤委員は学校にいらっしゃいましたけど、直接ご経験というか、いろいろ知っている人もいますけど、いかがでしょうか。

澤栄美 委員

私が全部が分かるわけではないんですが、特に非常に特殊な例、人物だったかなというのはやっぱり思っています。というのは、多分、処分のときにも同僚だった人の証言みたいなものもたくさんあったと思うんですけど、言ったことで、その人がまた攻撃されるというようなことも出てきて、なかなか言えない。言っても聞かないと言ったほうがいいかなと。同僚程度でもそうだし、上司の言うことも聞かない。本当にある意味ではお手上げというところもあったらうなというふうに、自分が同僚として過ごしていて、その後も、自分がいた別の学校に来られた、それがあの学校だったんですけど。

それと、やはりできるこどもに対しては、非常に手厚く指導をするので、その保護者がとても信頼を置いて、神格化するといいますか、そういったところもあったということと、地域が、地域を盛り上げてくれたということで応援するということがありますので、非常に難しい事例だったなというふうに。私も38年間、学校現場で仕事をしてきましたが、近い人は何人か見ましたが、あのタイプの方はそんなにいるものではないかなって。

やっぱり同僚が全く何も言わなかったかということそうではなくて、やはり話はしてきたというところは間違いなくあるですよ。だから、みんなが知らんぷりをしている、あの人が、例えば、そういう部活動で活躍をしている人に物を言わないというようなところはまずないかなと私は思っています。活躍しているから言わないわけじゃなくて、その人が特殊なタイプの人だから言っても聞かないということが私の自分が接した感想

遠藤洋路 教育長

になります。

分かりました。同僚が言っても上司が言っても聞かないということなんであれば、やはりそこは教育委員会に言ってもらって、教育委員会が調査をして、しかるべき処分をするというのが一つのやり方ではあるかなというふうに思いますけど、それ以外に、そもそもそういうことが起こらないようにするという、あるいはその芽がある段階で何か改善できるようにするというそれは確かに必要なことだと思いますし、体罰等審議会の機能としても、単に体罰の認定をするだけじゃなくて再発防止を検討するということも役割に入っていますので。それはそういうことが起こらない風土づくり、西山委員がおっしゃっているような、それもととても大事なことだと思いますので、それは体罰等審議会の中でも、再発防止という観点からやっぱり検討いただくべき課題かなというふうに思いますので、それは今後の体罰等審議会の審議の中でもお話をさせていただきたいなというふうに思います。

澤栄美 委員

その元教員に関しては、あのときだけじゃなくて、その前にも何度か教育委員会から指導は入っていたと思うんですね。だから、それでも聞かなかったというのが事実ということだと思います。2回ぐらいはしか指導が入っているんじゃないかなと思いますけど、ちょっと私もよく分かりません。

遠藤洋路 教育長

今はただ指導するというよりは、その体罰という認定があれば、それは処分をするということになりますし、その効果は違うのかなというふうに思いますが。またそれも、だから大丈夫だということではなくて、より丁寧な対応ができるように常に改善を図っていく必要があるというふうに思っていますので、それは引き続きまた検討させてください。

学校にいる立場から、須佐美次長とかいかがですか。今日最後ですので、せっかくなんで、ご発言の機会も。

須佐美徹 教育次長

学校ではまず部活動の顧問の体制は複数にするというのが心がけていたところではあります。2人いると、必ずチェックができるので、もし何かあった場合にはそちらのほうから連絡も入る。また、不祥事防止の研修あたりも定期的に関わっておりますので、そこでも確認をしていく。

遠藤洋路 教育長

私の経験からいいますと、体罰に関する意識はかなり高まってきたのかなというような気はしております。ただ、まだ暴言、言葉遣いあたりについては改善しないといけない部分が残されているのかなと思いますけど、体罰自体はかなり意識は高くなっているような気がしております。

こどもを守る相談票とかもありますので、学校に直接伝えられない場合でも、直接委員会のほうに情報が入るといえるのはとても効果的なシステムであるというふうに感じております。

間違いなく以前よりは意識も変わってきているということで、そこはあるのかなとは思いますが、まだまだやるべきことはあると思いますので、引き続き努力していきたいと思えます。

村田槇 委員

体罰等審議会でなかなか案件が多かったときには、やっぱり認定することに追われるというか、なかなか防止についてとか、先生方の研修についてとか、そういう話にまでなかなか至らないところがあったんですけど、ずっと思っていたのが、やっぱりこどもさん本人から出されることも、相談票ですね、出されることもありますし、保護者がやっぱり一番多いのかなと思うんですが、先生から出されることというのがないんですけど、そもそもこどもを守る相談票というその表現自体が、学校の先生方はどんな気持ちで配っているんだろうなというのはとても複雑な思いではありました。先生方が、全体がする可能性がある、それから守りましょうみたいな表現に受け取られる先生方もやっぱりいらしゃったので、その相談票の名前自体も、ちょっとどうなのかなと思っていたんですけど、それは決してそういうことではなくて、やっぱりそういう先生を見たり知ったりしたときに、それを同じ職場で働いている先生がその本人に言いづらいとか、管理職の先生に言いづらいという環境のときに、先生たちにその相談票を出してもらうというのも大いにありなんじゃないかなというふうに思っていました。

こどもの権利サポートセンターも、こどもや保護者が相談しやすいというところに、教職員が相談しやすい環境というのは以前、意見したんですけど、それもそういうところがあって、そういうところが気になっていたのを申し上げた次第だったんですけど。ただし、その相談票を出したり、そういうところに連絡をした先生方のその後、報復とか、不安に思われるところ

	がたくさんあると思うので、安全がしっかりと守られた上でというのが大前提ですけど、先生たちにもどんどん出してもらえたらいいんじゃないかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	学校から体罰の報告があって審議するというケースはありますけど、管理職以外の教員から出てくるということは確かに今まではなかったかと思いますので、それはそういう方法も確かにあるかなと思います。
吉里麻紀 総合支援課長	すみません、少し話が戻ってしまいましたが、先ほど村田委員からご指摘をいただいた「いじめられた児童」という表現についてです。ご本人や保護者の方がそれによってまた傷つかれるというのは本意ではないので、今、確認をし、「いじめの被害に遭った」ということでの統一が可能かなと思っております。もしこの場で認めていただけるようでしたら、改定については、その表現は改めさせていただいてと思いますが、いかがでしょうか。
遠藤洋路 教育長	村田委員はいかがですか。
村田槇 委員	早急にさせていただいてありがとうございます。こちらとしては、ぜひしていただければありがたいなというところです。
遠藤洋路 教育長	ほかの委員はいかがですか。よろしいですか。 では、「いじめの被害に遭った」というそういう文言に修正ということでよろしいですか。
吉里麻紀 総合支援課長	はい。「いじめの被害に遭った」ということで。
遠藤洋路 教育長	もう一回、ちょっと待ってくださいね。例えば、その言い方は何ページのどこにありますか。
吉里麻紀 総合支援課長	まずは「はじめに」のところでも、1行目ですけど、「いじめは、いじめを受けた児童生徒」というのがありますが、ここを「いじめは、いじめの被害に遭った児童生徒の教育を」というふうな改定でありましたりとか、あとは10ページの上段ですけど、ここも「いじめを受けた児童生徒や」というところがございますので「いじめの被害に遭った児童生徒や」というと

	ここで改定をしたいと思います。
遠藤洋路 教育長	先ほどの村田委員からのご指摘は「いじめられた」というのを「いじめを受けた」とか「いじめの被害に遭った」に換えたらどうかという話でしたけど、今のお話だと「いじめを受けた」を「いじめの被害に遭った」に換えるというそういうことですか。
吉里麻紀 総合支援課長	「いじめを受けた」も「いじめられた」も「いじめの被害に遭った」というふうに表現を統一したいと考えます。
遠藤洋路 教育長	その3種類の言い方を全て「いじめの被害に遭った」に統一するということですか。
吉里麻紀 総合支援課長	はい。
遠藤洋路 教育長	「いじめの被害に遭った」という言い方は例えばどこに出てくるんですか。
吉里麻紀 総合支援課長	全体を通して21ページになりますけど、「いじめの被害者」等の表現がありますけど、「いじめの被害に遭った」という表現はないところです。
村田槇 委員	すみません。「いじめの被害に遭った」という文言というより「いじめの被害者になった」とかそういう表現ですね。すみません、失礼しました。8ページの真ん中よりちょっと上に、「被害者に」、「いじめの被害」とかですね。「いじめの被害に遭った」という表現はなかったですね。すみません、失礼しました。
遠藤洋路 教育長	8ページというのは、ごめんなさい、どっちの8ページ、2つ数字が出ているんですけど、大きな数字のほうの8ページですか。
村田槇 委員	大きいほうです。
遠藤洋路 教育長	大きいほうの8ページの。
村田槇 委員	「被害者になったり」。

令和7年(2025年)3月 教育委員会会議録【3月27日(木)】

遠藤洋路 教育長	「いじめの被害者になった」何行目ぐらいにあるんですかね。
澤栄美 委員	いじめの理解の3行目じゃないですか。「被害者になったり加害者になったり」。
村田槇 委員	そうですね。3行目です。
遠藤洋路 教育長	これはでも被害者になったり加害者になったりするという言葉方ですね。 ちょっとまだどこをどう直すのかがはっきりしないように思いますけど、村田委員がおっしゃっているように、「いじめられた」という言い方だけ換えるのがいいんじゃないですか。ほかにいろいろ換えるということであつたら、どこをどう換えるのかがはっきりしないと、議決できないと思いますけど。
吉里麻紀 総合支援課長	「いじめられた」というのが通し番号でいくと21ページになりますけど、「いじめられた」という表現を「いじめの被害に遭った児童生徒又はその保護者」というところで改定をしたいと考えます。
遠藤洋路 教育長	既に「いじめを受けた」という言い方はほかのところで使われているのに、新しく「いじめの被害に遭った」という表現にする必要があるんですか。「いじめを受けた」ではなぜいけないんですか。
吉里麻紀 総合支援課長	そこは「いじめを受けた」というところで、「いじめを受けた」という表現でもいいでしょうか。
遠藤洋路 教育長	村田委員の最初のご指摘はそういう話だったかと思いますが。
西山忠男 委員	村田委員のお気持ちはよく分かるんですよ。それは多分、「いじめられた」というふうな表現は、いじめられるほうに非があつた、いじめられる何か原因があつたというような印象を受けるからということじゃないんでしょうか。要するに、いじめられた子は、いじめられたことそのものによって被害を受けるし、いじめられたのはあんたが悪いからよと、周囲からそんなふうな目で見られて、二重の被害を受けると、そういうお気

村田 稔 委員

持ちじゃないかと思うんですが、違うんでしょうか。

そうですね。もちろん、それもあるかもしれないですけど、受ける側なので、「られた」という表現が間違いかと言われたら、きっとそうではないと思うんですけど、そうですね、それ自体がレッテルを貼られたようなそういう気持ちになってしまうのは、もしかしたらそういう心理なのかもしれないです。

西山忠男 委員

一般社会における犯罪被害の場合も同じようなことが起こるんですよ。犯罪で被害を受けているのに、周りから攻撃される。犯罪を受けたのはあんたが悪いからだというふうに言われると。二重の被害を受ける事例が非常に多いんですよ。これはなぜかという、人間の心理として、犯罪を受けるのはその人に何か原因があるからだ、自分はその原因を持っていないから自分は安全なんだというふうに自分を安心させたいんですよ。だから被害者が悪いというふうに思い込みたいんですよ。それと似たような心理が学校でも働くのかなという気がしますよね。だから、非常にデリケートな人間心理の問題ですから、一朝一夕に変えられないんですけど、やっぱりそういう学校の中でのマインドというのは、さっきの教員によるハラスメントの対応も同じなんですよ。やっぱりそこを根本的に変えていかないと、なかなかよくはならないかなという気がしますね。文言は換えられたら換えたほうがいいんですけど、ただ、それをしてだけでよくなるとはやっぱり思えないですよ。

遠藤洋路 教育長

村田委員、何かコメントありますか。よろしいですか。

「いじめられた」という言い方だと、レッテルを貼られているような感じがするということで、それにはいろんなニュアンスも含まれているかと思います。西山委員がおっしゃったような面もあるのかもしれませんが。それを「いじめを受けた」とか「いじめの被害に遭った」という言い方にすると、西山委員がおっしゃるように、本質的な解決なのかどうかということは別として、そういうニュアンスが和らぐというそういうことがあるのであれば、それはそういう言い方に換えるという効果はあるんでしょう。ですから、村田委員がおっしゃっていることがもちろん、みんなの全ての人が同じ気持ちかと言われると、それは分かりませんが、少なくともそういうふうに感じるという人がいるということであれば、そこは配慮して修正するとい

村田 稔 委員

うのは大事な事かなと思いますんで、「いじめられた」という言い方を「いじめを受けた」という言い方にするという、そういう修正をするということ、それ以上の文言をいろいろいじり始めると、どこをどう直すのかが分からなくなってしまうので、ちょっと今この場で直せるものとしたらその範囲にとどめたいなと思いますけど、それでもよろしいですか。

村田委員もそれでよろしいですか。

はい。

遠藤洋路 教育長

澤委員もいいですか。

澤 栄美 委員

はい。

遠藤洋路 教育長

では、そのように修正をするということで。

では、議第26号 熊本市いじめ防止基本方針改定については、「いじめられた」という文言を「いじめを受けた」という文言に修正をした上でご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議題26号については修正の上、決定いたします。

〔採決〕 【一部修正のうえ承認された】

日程第4 協議

・協議(1) 懲戒処分の指針の一部改正について

《上村清敬 教職員課長 説明》

遠藤洋路 教育長

最初に一つ説明しますと、この懲戒処分の指針は、この2ページにありますように、これまで教育長決裁で決めてきております。今回も教育長決裁で決めることを予定しているわけです。

西山忠男 委員

が、これまでは教育長決裁なので、教育委員会会議で皆さんの教育委員の意見を聞くことはしてきませんでした。今回、実際にこの指針を見ながら、それぞれの事案の処分をするのはこの場ですので、考えてみれば、教育長が皆さんにお諮りしないで決めたものに基づいて皆さん、議論されているという状態なので、それもどうなのかなということで、今回改定するに当たって、皆さんの意見を聞いてから改定しようというふうにしたという経緯で、今回、こちらの協議に出させていただいているということになります。参考としてお話をさせていただいたところです。

6ページの3項「わいせつな行為等」というところなんですけど、その1番に「児童生徒等に対する性暴力等」とありますよね。でも、わいせつな行為とは何かという定義が8ページにあって、「『わいせつな行為等』とは」と書いてあって、云々かんぬんと書いてあるんですけど、ここには性暴力という言葉はないんですよね。だから、わいせつな行為の中には性暴力は入っていないと思われるのに、大項目が「わいせつな行為等」になっているのは非常に不思議な感じがします。3を「わいせつな行為等」とするよりは、「性暴力やわいせつな行為等」にすべきではないですか。

上村清敬 教職員課長

これまでの規定において性暴力の文言がなかったのは、性暴力防止法が令和3年に施行されたことなので、これまでは性暴力という言葉はなかった、児童生徒性暴力という言葉は新たに令和3年から生まれたということになります。わいせつな行為を前回までは、わいせつな行為とはということで、米印で規定させていただいておったところなんですけど、今回からは、性暴力等について定義を改めたということです。ですので、今回、大見出しのところで「わいせつな行為等」にさせていただいておりますが、その割にはわいせつな行為の定義はないと、わいせつな行為の中に性暴力等とセクハラが入っておるというような構造になっておるということです。

西山忠男 委員

いや、そうはなっていないでしょうというのが私の意見です。わいせつな行為等とは何かということが8ページに書いてありますけど、そこには性暴力が含まれていないんですよ。セクシュアル・ハラスメントも書いていないんですよ。だからおかし

	いなと思うわけです。
遠藤洋路 教育長	この6ページの見出しになっている「わいせつな行為等」と8ページに書いてある「『わいせつな行為等』とは」といっているわいせつな行為等が同じなのか違うのかということですね。
上村清敬 教職員課長	失礼いたしました。よく分かりました。 8ページに書いてある「わいせつな行為等」とは、この2号の児童生徒等以外の者に対するわいせつな行為等のわいせつな行為を定義づけているものですので、おっしゃるとおり、大見出しのほうに「わいせつな行為等」と持ってくると、この8ページに書いてあるほうは当然、対象が児童生徒以外ですので、児童生徒性暴力は含まれないということになりますので、わいせつな行為が2つの基準で使われているということになりますので、おっしゃるとおり、こちらはちょっと大見出しのほうを検討させていただきたいと思います。2つの基準にならないような形で言葉を改めたいと思います。
遠藤洋路 教育長	6ページは現行だと「わいせつ行為等」と書いてあるわけなので、「わいせつ行為」と「わいせつな行為」が一緒なのか違うのかということもありますけど、確かに8ページに出てくる「わいせつな行為等」と紛れがないようにしたほうがいいというご指摘はそのとおりかなというふうに思いますので、言い方を少し別の言い方にするということですかね。
西山忠男 委員	飲酒運転の項ですけど、飲酒運転のところに「酒酔い運転」とそれから「酒気帯び運転」が区別してありますよね。この区別はどうするんですか。
上村清敬 教職員課長	酒酔い運転については、呼気中の濃度とかについて基準はないことにされておりまして、酒気帯び運転というのは呼気中濃度が0.15ミリグラム以上、ただ酒酔い運転は、警察の方が正常な運転ができないとみなした場合は酒酔い運転と、もちろん、こちらのほうは罰則も重くなるわけなんですけど、警察の方のほうの判断ということになります。
西山忠男 委員	分かりました。それは警察の判断を尊重するという意味ですよ。

	それで、酒気帯び運転の時の話ですけど、酒気帯び運転で事故を起こしていなくて、この間みたいにふらふら運転しているところを捕まったというような場合は、自己申告しない限り、分からないわけですね。そういう場合はどうするんですか。自己申告したら罰せられて、しなかったら罰せられないということになって、奇妙なことになると思いますけど。
上村清敬 教職員課長	自転車だからというわけではないんですけど、要するに警察が発表しない限りは、我々も分からないわけです。スピード違反でも同じなんですけど。ですので、おっしゃるように、自己申告されなければ、ずっと処分されないということはありませんけど、もしそれが後で分かった場合は当然、さらなるペナルティーが加わるということになります。速やかに報告する義務はありますので。
西山忠男 委員	その報告する義務があるということが書いていないから、そういう今のような質問をしたわけです。
上村清敬 教職員課長	懲戒処分の指針には書いてございませんが、市の職員である以上、事故を起こした場合は速やかに報告する義務が、所属長にまず報告して、所属長がその委員会、局長、市長まで報告することになっております。
西山忠男 委員	ですから、私が申し上げたのは、事故を起こさなかった場合、ふらふら運転しているところを警察に捕まっただけの場合、前回の事例ですよ。前回の事例は本人が自己申告しなかったら処分にはならなかったわけですよ。それを言っているんです。そういうケースがあるのに、これはどういう場合でも免職または停職にするということになっているでしょう。その違いをどうするんですかということです。
上村清敬 教職員課長	すみません、今、報告する際の何を起こしたら報告するというのをちょっと持ち合わせてはいないんですけど、そういうものにつきましては、別に事故を起こしたときだけに限定されているものではありませんので、当然、飲酒運転で捕まったりした場合も、事故を起こさなくても、報告する義務はございます。
遠藤洋路 教育長	飲酒運転に限らず、ここに書いてあるもので言わなければ

	れないというものはあるかもしれませんよね。例えば、「器物損壊 故意に他人の物を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。」と書いてありますけど、壊したけど言わなかったら分からないということはあるのかもしれない。だから、言ったら処分されて言わなかったらおとがめなしというのは、ちょっと不公平というか、おかしいんじゃないかということですよね、飲酒運転に限らずですね。
西山忠男 委員	前回の小島次長の説明では、別にそういうのは報告義務がないようなお話を聞いたような気がするんです。だから、報告義務がどの範囲であるのかというのはちょっと明確にしてもらわないと分からないですよ。
遠藤洋路 教育長	一般的には懲戒処分になるような事案は報告義務があるというふうに考えていいと思いますけど、もし教職員課長のほうで正確にこの範囲が特に報告義務の対象だということがもし説明できるのであれば、それを教えていただければと思います。
上村清敬 教職員課長	すみません、それをちょっと今、手元に持ち合わせておりませんが、今、教育長がおっしゃったように、こちらに引かかるようなことは基本的に報告する義務があると小島次長もそのようにお話しされたと認識しております。
遠藤洋路 教育長	前回の審議は非公開でしたので、中身がどうだったのかということとはあまりこの場で詳しく説明できない部分もあるかもしれませんが、基本的にはここに書いてあるようなことがあれば、それは上司に報告する義務があると考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。もし、教職員課長のほうで、今すぐじゃなくてもいいので、調べて何か正確なところが分かったら教えてください。 ただ、現実問題、多々ありますよね。これ言わなかったら分からなかったよねみたいな案件が上がってきて処分を議論するということはありますよね。そこは正直に言った人のほうが罰せられるという、黙っていたら分かんないという、それはずるいじゃないかというご指摘は確かにあるのかもしれないし、実際、これ言わなかったら分かんないよね、でも言おうかなという迷いみたいなものというのが、事故が事案が起きてから報告するまでの時間に表れているんじゃないかと推測されるような

	ケースも確かにありますよね。そこは当然、公務員としては正直に言うべきだということなんでしょうけど、実際に言わなかったら、その人が処分されなくてずるいじゃないかという指摘が仮にあった場合は、教職員課としてはどういうふうに説明しているんですかね。いや、黙っていたほうが得じゃないですかということに、「言ってください」としか言えないということですか。
上村清敬 教職員課長	速やかに報告する義務に反したという、先ほどもお伝えしたように、二重に非違行為を重ねるということになりますので、我々からすると、正直に早めに報告したほうが得ですよというふうに言うと。
澤栄美 委員	5ページの（3）のところに、「報告を怠った職員は、停職とする」というがあるので、報告はするべきだという前提の話なんだろうと思うんですよね。意外にこれを現場の先生たちが知らないかもしれないなというのを私、ちょっと思っていて、不祥事に関しては必ず学校で研修を行っているので、そのときにやっぱりこういった部分があるということを知らしめるということも大事なかなと。ずるをしてというのもあるかもしれませんが、知らずに報告しないというの、もしかしたらあるかもしれないなと。
遠藤洋路 教育長	報告しなきゃいけないということを知らないということですか。
澤栄美 委員	はい。意外にいるかもしれないなとも思うので、だからこういうことがちゃんと明文化してあるので、ちゃんと報告するということが前提かなというふうに思いました。
西山忠男 委員	おっしゃるとおりなんですよ。私、大学の職員ですけど、大学でもそういうことは、どの範囲で報告しろなんていうことは一度も教えられたことはなくて、一度、一時停止違反で捕まったことがあるんですけど、それで報告するのかって、せんでええよなと思ってしまわなかったけど、現場の教職員が本当にどこまで認識しているかというのが問題なんですよ。 自転車の飲酒運転というのはもう最近、罰則にきたわけですから、自転車に乗ってふらふら運転しているだけで何も事故を

	起こしていないのに、たまたま警察に見つかって捕まってしまったと、それは報告義務があるのか、これははっきりとは伝わっていないんじゃないですかね。現場の先生たち、それ報告義務があるって分かっているんですかね。そこはやっぱりきちんとどの範囲で報告義務があるのかは伝えないといけないですよ。スピード違反にしたって、何キロだったら駄目なのか。10キロだったらいいのかとかいろいろ迷いますよね、こっちはね。私も教育委員ですから、もしスピード違反で捕まったらどうしようと思いますよね。それと同じで、やっぱり安心して教職員が仕事をするためには、きちんと情報を伝えるということも大事だと思います。
上村清敬 教職員課長	いただいたご意見を参考にして、何らかの機会を捉えて、学校にどのような下ろし方があるのか検討させていただきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
澤栄美 委員	24ページからの案ということで、懲戒処分の指針という文書が載せてあって、ぜひ私、これ欲しいなと思ったんですよ。というのが、毎回、処分に関することが非公開で行われるわけですけど、非常に私の中では気の重い職務だなと思っていて、できるだけ公正に私たちの意見を出さなければいけないなというつもっています。そのときに、私たちは教育委員会事務局の方々が非常に練って、たくさん時間を取って、この処分だけでなく、いろんな案件を出してくださるので、そこは非常に信頼しているので、懲戒処分に関しても他県の例とか、これまでの事例を基に検討はするんですけど、こういうものを私の中ではちゃんと見ていなかったなって、こういうのをちゃんと知った上で、そして事務局から出された丹念に調べられたものも含めて、責任を持って判断を下したいなと思うので、これこのまま案のまま、データとしてどこにあったかなというのもあるので、よければ私は紙ベースで頂けたら欲しいなというふうに思ったので、お願いできるのかなと。
上村清敬 教職員課長	もちろんご用意いたしますし、こちらの指針についてはホームページにも掲載させていただいておりますので、市民の方も見る可以看到と。

澤栄美 委員	すみません。私が十分にその辺を知らなかったので、しっかり見てこれからも検討するときには参考にしたいと思います。
遠藤洋路 教育長	毎回の処分の検討に当たっては、該当する部分は当然、資料として説明をした上で、この懲戒処分の指針のこれこれに該当するので、こういう処分でという案を事務局として出している、その中には書いてありますので、ご覧にはなっているし、それを基に議論はしているわけですけど、この本文を紙なり全体の形で見ていないということですよ。それは紙でも電子でもありますので、ご覧いただければと思います。
西山忠男 委員	すみません、10ページに「勤務時間中に職場を離脱（喫煙のための離脱を含む。）して勤務を怠り」とあるんですけど、この喫煙のための離脱を含むというのは厳し過ぎませんか。喫煙者はこうなると、昼休みしかたばこを吸えないということになりますよね。厳し過ぎると思うんですけど。
上村清敬 教職員課長	実際、今もうそれを運用しておりまして、我々も勤務時間中はたばこを吸うことはできません。昼休みに喫煙所にたくさん集まって吸われています。
西山忠男 委員	喫煙というのは中毒ですから、我慢できないはずなんですよね。だから、無理にこういうことをしても、いらいらして仕事が進まないだけであって、ちょっと吸ってこいよというぐらいの度量がほしいですよ。私、あまりこんなにぎゅうぎゅうに縛り上げるのはどうかと思うんですけど。
上村清敬 教職員課長	すみません、これ何年から、もう2年ぐらいたちますよね。市役所でも大分喫煙される方は心配されたと思うんですけど、多分、どうにか収まっているようです。
遠藤洋路 教育長	これは一つには、喫煙者と非喫煙者の公平性ということもあるんだと思いますけど。たばこを吸わない人は、じゃ、勤務時間中に抜けられないけど、たばこを吸いますと言えば抜けられるというのは、それはどうなのということの一つ考えるべき要素としてはあるんじゃないかなと思いますけど。もちろん、トイレ行きますというので抜けるのと何が違うんだという考え

	方もあるかもしれませんがね。 今、市役所も含め、敷地内は全部禁煙ということになっていますので、たばこを吸うためには敷地外に出なきゃいけないわけなんで、勤務時間中に職場を離脱するという事と同じになってしまいますので、現実、勤務時間中にそれを認めるのはどうなのかというそういうふうな今の仕組みになっています。 ただ、それぐらいいいじゃないかという考え方があるのは、これまでも昔はそうだったわけですからね。それも議論した上で、当然今、敷地内禁煙で勤務時間中は禁煙ということになってはいるわけですね。
西山忠男 委員	大学も敷地内禁煙にするとときに議論があって、敷地内に喫煙所をつくるべきか、つくらざるべきかという議論があって、私はつくるべきだと言ったんですけど、結局つくらなかったんですね。その結果、何が起こったかというと、みんな敷地の門のところにちょっと出てすばすばやると。そうすると、当然、近所からクレームが出るんですよね。当然ですよ。だからあまり厳しくしてもいいことはなくて、結局どこかにしわ寄せが行くんですよ。大学の人は、外の遠いところまでわざわざずっと歩いて行って吸うわけですね。だからそれだけ時間のロスがかかる。そこまで、でも、この案のように禁止してしまったら、かえって私は仕事の能率は下がると思うんですよね。だからあまり厳しくすることがいいことなのかというのは、私はそうは思わないんですよね。本当は施設内に喫煙所があって、のみたくなったらちょっと行っておいでという、それぐらいいいじゃないですかと私は思うんですけどね。感想です。
遠藤洋路 教育長	せっかくですから、ほかの委員から何かご意見ありますか。どうですか。いや、教育委員会はそういう運用をするんだということを皆さん一致して求めるんだったら、それはちょっと検討しなきゃいけないかなと思いますけど。
苫野一徳 委員	私もどちらかというと西山委員派なんですけど、現実問題として、今、学校の中に喫煙所というのはないですよ。つくれるのかなというところが現実問題としてどうなのかなというのを知りたくはあります。
遠藤洋路 教育長	つくれるかというのは、つくることが現実的かどうかという

	ことですか。例えば、空き教室を喫煙所にするとか、そういうことですか。どこを喫煙所にするかということですよ。校舎の裏とかそういうことですか。
苫野一徳 委員	はい。
遠藤洋路 教育長	あまり健全な感じはしませんけど。
苫野一徳 委員	一昔、二昔前はあったわけですよ。
遠藤洋路 教育長	一昔、二昔前は普通に職場で吸っていたんじゃないですか。
苫野一徳 委員	今は受動喫煙のことも考えると、なかなか難しいかなと、特に学校のような場所ではと思いますのでね。そうすると、遠くに行かざるを得ないとなると、勤務時間内には現実問題として喫煙は無理だということにならざるを得ないのだろうなとは思いますが。
遠藤洋路 教育長	法律レベルで、もう原則、敷地内は禁煙ということになっていいますので、それをあえて喫煙所とかをつくって、ここだけは吸っていいですよという特別扱いにするかどうかということなのかなというふうに思いますけど。なかなかそこまですることについて、吸わない人も含めて、学校関係者、保護者、子どもを含めて、皆さんの理解が得られるんだろうかということかなと思いますよね。市役所も同じですけど。
澤栄美 委員	元養護教諭として、やっぱり喫煙は体によくないんですよ。がんが一番言われますけど、今、名前何だったっけと思って調べたんですけど、慢性閉塞性肺疾患、よく酸素をごろごろしながら歩いてらっしゃるご老人の方とかいらっしゃいますけど、あれはもう肺疾患なんですよ。将来のことを考えると、しないほうがやっぱりいいんですよ。依存症の問題というのはいろんなものが絡んでいて、それによって救われているとかいうところはあるんですけど、最初にそこに出会わなければ一番いいんだろうなと思うんですが、西山委員が言われる中毒という言葉でしたけど、依存から脱したいと思っている方の助けとして、教職員課の学校問題対応相談とかの産業医じゃなくて、相談される方いらっしゃいますよね。そういったところで相談

西山忠男 委員

されるという方向で、これはやっぱり敷地内禁煙というのがもう国で出ているので、ここは入っていても私はいいと思うし、その方の将来の健康のためには、できれば喫煙をやめられる方向に、これがいい方向に向かっていったらいいのかなというふうには思います。

ついでにいうと、例えば、私なんかもだんだん年齢が上がってきて、いろんな背中が痛かったりとかするんですけど、それって小さいときからのやはり健康に対する思い、姿勢をちゃんとしておくことで防げたりすることもあるので、そういった健康教育という面を進めてきた者としては、やっぱり副流煙の関係もありますし、これは敷地内禁煙で入れておいたほうがいいと思います。

いや、私、敷地内禁煙に反対しているわけじゃないんですよ。だから敷地内を禁煙にしているから、学校の先生はグラウンドの外に出て吸うわけですね。そうすると、周囲の人は、またあのおじさん、あそこで吸ってらあという話になるわけですよ。ここだって多分、皆さんがコンビニかどこかに行ってすばすばやるわけでしょう。するとコンビニはいい迷惑ですよ。コンビニの前を通る人は受動喫煙しちゃうわけですね。大学だってそうです。門のところでみんなやっているから、私、その門を通るときに、その横を通らなきゃいけないから受動喫煙しちゃうわけですよ。そんなことになるぐらいならちゃんと禁煙所をつくってくれよと言いたくなりますよね。だから、あまり厳しくしても仕方がない。逆効果になる、いろんな面で。いろんなところにしわ寄せが来る。先生おっしゃるように、確かに健康には悪い。吸わないほうがいい。でも吸う人はいるんですよ。酒は健康に悪い。分かっている。でもみんな飲むでしょう。同じですよ。人間なんだから。あまりにも何でもかんでも駄目というのは、やっぱりちょっと逆効果だという気がするんですけどね。

遠藤洋路 教育長

西山委員がおっしゃるように、本当に表面だけを見て駄目だとか、その一部だけを見て駄目ですよというのじゃなくて、もっと全体を考えて何がベストなのかというのはやっぱり広い視野で考えるべきだというのはおっしゃるとおりだと思いますし、この教育委員会という仕組みができて意味からしても、駄目なものは駄目ですということで終わりなんじゃなくて、何

	で駄目なんですかって、本当に駄目なんですかということをや っぱりちゃんと議論して決めるというのはとても大事なことだ と思いますので。そこはやっぱり、いや、もう駄目と決まっ ているから駄目ですよというのは、校則で駄目っていつているん だから駄目ですよといっているのと同じなんで、それはちゃんと 議論して決めるというのはとても大事なことだというふうに思 います。 その上で、確かにいろんな弊害はありますけど、現在、これ で運用して。どこまでそれが西山委員がおっしゃるように、本 当にやってみただけで弊害のほうが多いと、デメリットのほう が多いというんだったら見直すこともあるのかなというふうに思 いますけど、現在、今運用していてそこまで支障がないとい うことなんであれば、澤委員がおっしゃるように、そっちのほう がいいんだからというのもひとつ説得力があるのかなと思いま すけどね。 今のところ、そんなに何かすごい困っているとか、それで校 務の能率が落ちて、かえってマイナスですみたいなそういうこ とってあるんですか。
上村清敬 教職員課長	能率が下がったとかいう報告は受けてはおりません。
遠藤洋路 教育長	わざわざ報告する人もいないでしょうけどね、それこそね。 分かりました。今すぐこれを見直すかと言われると、ちょっと そこまで議論が煮詰まっているとは思いませんけど、西山委員 がおっしゃるように、ただ厳しくすればいいというものじゃな いというのはそのとおりで、それはこれまでの懲戒処分の事例 であっても、厳しくすればいいということじゃないという方針 で教育委員会は処分を考えてきたと思いますので、そういう姿 勢はやっぱり持っている必要があるのかなとは思いますがね。 じゃ、皆さんが一致してこれを見直すべきだと今、いうので ないのであれば、取りあえず現状維持ということで西山委員、 よろしいですか。
西山忠男 委員	はい。
遠藤洋路 教育長	すみません。ただ、それを議論するということはとても重要 なことだと思いますので。もし、もっといい方法があれば、そ れを考えていきたいと思っております。

では、ほかになれば本件は以上といたします。

日程第5 報告

・報告（1）熊本市地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進にかかるモデル事業について

《原口琢哉 地域教育推進課長 報告》

澤栄美 委員

7ページのアンケートの結果の見方なんですけど、例えば図1 - 教職員への効果のところでいうと、項目が5まであって、その横、後ろに2.2とか18.2とかありますが、これはどういうものなのか。例えば2.2%上がったとかそういう見方ですかということが一つ。

それから、8ページの図2 - 、先ほどあまり効果が見えなかったということをおっしゃっていたと思うんですけど、この質問なんですけど、もうちょっと詳しくいうと、授業や学校行事の中で、地域の人と一緒に活動しましたかということですかね。活動したことがよかったですかとか、質問がちょっと私の中では十分に理解できなかったの、どういう質問だったかというのを教えていただきたいと思います。

原口琢哉 地域教育推進課長

まず1点目でございます。このアンケートの見方でございますが、最初、委員が言われた図の1 - 、黄色のグラフは、5つの質問項目をトータルにして総合的に評価したグラフでございます。また、2.2とか18.2といいますのは、澤委員おっしゃるとおり、この項目が昨年度の6月と比べてどれだけポイントが高まったかという数字でございます。

それから、2つ目の質問でございますが、図の2 - 、質問が詳細にどんな質問だったかというのは今ちょっと分かっておりませんが、授業や学校行事の中で、地域の人と一緒に活動することができたかというような趣旨の質問だったというふうに認識しております。

澤栄美 委員

分かりました。私たち教育委員、岐阜に行政視察に行ったわけなんですけど、そこでコミュニティ・スクールのお手本というべきような岐阜小学校の様子を見せていただいて、岐阜大学のほ

原口琢哉 地域教育推進
課長

うにもお話を聞きにいったんですよね。このモデル校の先生方、中心となっていらっしゃる方が、管理職の先生が分かりませんが、そういった先進的なところはご覧になっているのかというのをひとつまた聞きたいんですが。

というのも、先ほど説明の中でどのあたりで言われたかちょっと分からないんですけど、保護者との触れ合いも増えたというふうにおっしゃいましたよね。私が岐阜小学校で、学校がやっていることに地域や保護者が協力するというよりも、三位一体というか、一緒になって子どもたちを育てていくんだというそういったことをコーディネーターの方が説明されたのが非常に心に残っていて、この間も話題に出ましたが、保護者も調理実習に本当に子どもと同じぐらいの人数が、それ以上の方が来られていて、保護者が本当に学校によく入っているんだなというのが、特別じゃなかったと思うんですね。私たちがたまたまその日に行ったということで。だからもっと保護者が学校と関わっていいんじゃないかなという思いがあって、いろいろ実践のところを見させていただきましたが、モデル校に、地域の人たちが入ってはきているんだけど、保護者はどうなのかなというふうに思ったんですね。ですので、さっき保護者との触れ合いが増えたというところはどんなあたりでそんなふうに結果として言われたのかということをお聞きしたいし、そういったモデルとなっているようなところをぜひモデル校の先生方にも知っていただきたいなという思いがあります。

今ご指摘いただいた点でございますが、まず視察の件に関しましては、令和5年度、いわゆる老舗と言われる東京の三鷹市をはじめ、かなり推進されている自治体や、または政令市の中で同じぐらいの規模のところでコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進されているというところを視察させていただいたという経緯でございます。

2点目に保護者の件でご質問があって、実はご指摘のとおり課題がございまして、アンケートを取っても、地域の方たちは非常にこの取組に関しては関心が高く、学校のために、子どもたちのためにと一生懸命やりがいを持ってなさっていることがだんだん取組の中で分かってきました。ただ、保護者のほうは、日頃からお忙しいのではないかなということで、なかなか学校に来て、こういう活動に取り組むというのは、地域の方々との関わりよりも少なく、実際、アンケートの結果も伸びがあ

澤栄美 委員

まり6月と比較してみると、あまり変わらなかったという現状でありました。そのあたりもどう保護者の方にこういう活動に参加していただくかというので、例えばPTAのご協力をいただき、活動としてやっていただくとか、あるいは地域の行事として、土曜、日曜のお休みの日にこういう取組をしながら子どもたちと地域と保護者が一緒に参加して活動してもらうといった取組を今後のモデル校の中でもいろいろ取組をしていただけないかなというふうに本課のほうで考えております。

たしか来月だったですかね、教育委員協議会の中でもPTAの活動についての議題が取り上げられるようになっていんですけど、私が個人的に思っているのは、やはりあまりにも学校に頼り過ぎているというか、そういったふうになっているよねと思うんですよね。保護者がそういうふうになっているかなと思うんです。熊本地震のときに公助だけでなく共助がとても大事なんだということがよく言われたんですけど、保護者同士つながりが大事で、学校をどちらかというと敵に見たり、あるいは逆に何でもしてもらう、公助ばかりに期待するという傾向があるような気がしています。ですので、またモデル校も増えるということですので、その辺にやっぱり力を入れて、本当に岐阜小学校のような形で、保護者が学校に行って一緒に子どもを育てたいなと思うようなそういったモデル校での実践というのを次また新たになるところから期待したいと思います。

西山忠男 委員

コミュニティ・スクールとして成功するかどうかというのは、学校が立地している地域に大きく依存するんじゃないかなと思うんですよね。岐阜の事例は、昔ながらの商店街のところに立地している学校で、リーダー格の地域の人というのは呉服店の店主かなんかをやっていらっしゃる方でしたよね。ほとんど校長よりも詳しいぐらい学校のことをご存じで、非常にその人の存在も学校の中に浸透しているというそういうことでした。

熊本市の事例でいうと、この間、芳野小の卒業式に行ってきたんですけど、あそこはモデル校でも何でもないけど、あそこの校長先生も、それから芳野中の元校長先生も口をそろえておっしゃったのは、ここは本当に地域がすばらしくて、皆さん協力的で、子どもたちの変化もほとんどないというふうにおっしゃっていましたよね。だから、ああいう芳野小中のようなところで、地域の人が具体的にどういうふうに関わってくれている

	のか、少しその辺も調べて、ほかの学校でも可能な関わり方って何なのかというのを学ぶというのも一つの手じゃないかなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	今の点も特にコメントというか、回答はよろしいですか。
西山忠男 委員	コメントでいいです。
村田槇 委員	先ほどの保護者のつながっていく方法というか、そういうところの話が出たところで、PTAが入ってのいろんな活動とか、それがうまく機能している、関係性もうまくいっているPTAだったらいいんですけど、やはりそうではないところもありまして、保護者って割とPTAの行事に参加したりするときに、あまり率先して行っちゃうと、役員に声がかかるんじゃないかというそういう心配をされる方が結構いらっしゃるんですよ。だからどこまでPTAとして関わるかというところのあんばいはちょっと難しいのかなとお聞きしながら思っていたところでした。
遠藤洋路 教育長	村田委員も特に回答は要らないですか。 では、ほかになれば本件は以上といたします。
・報告（2）令和9年度市立高等学校入学者選抜について 《松岡 指導課長 報告》	
・報告（3）天明校区施設一体型義務教育学校「天明みらい学園」に係る校章について 《松岡美幸 指導課長 報告》	
苦野一徳 委員	こちらの校章はどなたかが応募してきたものがそのまま採用されたというそういう認識でよろしいでしょうか。
松岡美幸 指導課長	そのとおりでございます。

苦野一徳 委員	それは市民ではなかった、全国でおっしゃっていましたがね、先ほど。市民ではなかったんでしょうか。
松岡美幸 指導課長	はい。熊本市の市民の方ではございません。
苦野一徳 委員	すみません、私がちょっとフォローできていなかったのかもしれないんですが、校章の公募に関して。もし今後、できたらいいなと思ったのは、この関係するこどもたちが何がしかの形でつくれたらいいなというのを思ったのですが、今後もせっかく学校をつくるというまたとない学びの機会だと思いますので、ありとあらゆる機会をそういった学びの機会にできたらいいなと思いました。施設をつくるであったりとか、図書室をつくるであったりとか、校舎をつくるであったり、様々な機会がこどもたちにとっての何がしかのプロジェクトの機会になればいいなと思って、こういった校章というのはまさにその絶好の機会だったんじゃないかなという気がしますので、こどもたちが自分たちでつくったというそういう機会になったらよかったなというのをちょっと今さらで大変恐縮なんですけど、今後そういう機会をフル活用できたらいいんじゃないかなと思いましたので、もしよかったら、ちょっと留めていただければありがたいなと思いました。
松岡美幸 指導課長	ご意見ありがとうございます。こどもたちがデザイン案を考えて出したというところまではしたんですね。最後の6作品の中にこどもたちのデザイン案も入っていました。だけど、プロジェクトを組んで、校章をこどもたちの力で決定するということには至っていなかったのも、今いただいたご意見をまた参考にして、今後の検討に生かしていければというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	これは、でも1ページに書いてあるように、児童生徒、教職員にアンケートを取って、また児童生徒の代表が議論して決めたということになっているわけなんですけど、実際にはこどもたちの意見は反映されていないということなんですか、今の説明だと。
松岡美幸 指導課長	いえ、そうではなくて、反映はされているんですけど、今の苦野委員のご意見として、こどもたちのプロジェクトで、こど

	もたちが進めていくというご意見というふうに私は受け取ったので、そのような形ではなく、事務局として教育委員会のほうに関わり、新校準備会のご意見を聞きながら、こどもたち、そして学校のご意見もいただきながらという形でやっていったので、全面的にこどもたちが取り組むプロジェクトという形にはなっていなかったという意味でお話をしました。
苫野一徳 委員	ありがとうございます。私はできれば、こどもたちがデザインできたならよかったなという思いがあって、そういうことをお話をさせていただいたんですけど、確かに全部こどもたちがそういうプロジェクトをできれば、なおよかったなとも思います。
遠藤洋路 教育長	これはでも、いや、私の理解では、6点の中にこどもたちのデザインも入っていたけど、こどもたちが選んだのがこどもの作品じゃなかったというそういうことだと理解しているんですけど、そうじゃないんですか。
松岡美幸 指導課長	今、教育長がおっしゃったとおりです。
遠藤洋路 教育長	そうすると、6点の中にいろいろあったけど、これが一番人気というか、アンケートや協議で、これがいいんじゃないかということになったというそういうことなんですか。ここには経緯しか書いていないので、果たしてどの段階でどれが一番いいという話になったのかまでは分からないんですけど、結局やっぱりこの校章案が一番いいという話になったから今ここに出てきているわけではないんですか。
松岡美幸 指導課長	今挙がっている校章ともう一つ、かなり競っていたものがあった、それがこどもの作品であったんですね。もう僅差で1票差ぐらいで、こどもの作品のほうが1票上というような状態だったと聞いています。その後、また学校での話し合いを経て、最終的には今提示している校章に決まったという経緯があります。
遠藤洋路 教育長	つまり、アンケート結果の集計だと、一番多いのがあったけど、1票差だったけど、その後の協議とかその中で1点に絞ったのがこれですよというそういうことですか。

松岡美幸 指導課長	はい。
遠藤洋路 教育長	分かりました。6点の中のアンケートで一番多かったからといって、確かに上位2点でどっちがいいですかということになれば、また結論が6点の中で選んだものと変わってくるのかもしれない。2点に絞った上でこっちのほうがいいということになったというそういうことなんでしょうかね。分かりました。 では、ほかになければ本件は以上といたします。
・報告（4）令和6年度 心のアンケートの結果について 《吉里麻紀 総合支援課長 報告》	
澤栄美 委員	一番最後に紹介してある教育センターの研究員が作成した資料ですけど、これはどこかで見ることはできますか。
吉里麻紀 総合支援課長	教育センターが出しているホームページのほうで確認することが可能です。今年度の分がもう出ているかどうかはすみません、ちょっと確認をして、またお知らせいたします。
村田槇 委員	3ページのアンケートの問7、いじめがどのような場面で起こりましたかというところで、中学校のほうなんですけど、私、いじめがどのような場面でというのは、もちろん、休み時間が一番多いですけど、次くるのは放課後とかかなと思っていたら、授業中というのが2番目だったので、授業中のいじめというのはどういう状況で起きているのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。
吉里麻紀 総合支援課長	私たちもここはとても課題と捉えておりまして、授業中のからかいであったり、発表に対するコメントであったり、言葉で傷ついているというような状況があると分析しています。
澤栄美 委員	今の点で、私が仕事をしている小学校の例だけなので、それが全てとは分からないんですけど、いじめ防止等対策委員会、そのときに出たのは、6年生で授業中という分ですけど、先生がちょっと見ていないところで、あからさまにみんなに分かる

遠藤洋路 教育長

ような形でそういう変なことを目配せしたりとか、そういった事例も6年生ぐらいになると増えてくるみたいなことをおっしゃっていました。知能犯じゃないですけど、そんな感じのがちょっとありますということでは言われていました。

ありがとうございます。

では、ほかになれば本件は以上といたします。

・報告（5）こどもたちの心のケアについて

《吉里 総合支援課長 報告》

・報告（6）令和6年度（2024年度）熊本市学校給食運営協議会評価報告書について

《吉田康誠 健康教育課長 報告》

西山忠男 委員

委員さんによる評価は大体一致しているんですけど、1つだけ、1番の 洗浄がC評価の人が1名いるんですよね。ほかの人は17名なのに。これはどういうことかなと思ったんですが、分かりますでしょうか。

吉田康誠 健康教育課長

委員の中には、栄養教諭の先生であるとか、給食技士、実際に現場に立っている委員もいることから、例えば掃除道具がまだ出しっぱなしにしてあるとか、そういったところを非常に厳しく捉えた委員もいるといったところから、この評価、1名はC評価といったような評点を下しているところでございます。

遠藤洋路 教育長

西山委員、よろしいですか。

西山忠男 委員

分かりました。はい。

苦野一徳 委員

すみません、ちょっと理解ができていないかもしれないんですが、13施設あり、40校あり、また受託会社もこれだけあるわけなんですけど、これ全部まとめてという理解なんですか。

吉田康誠 健康教育課長	毎年巡回する施設につきましては抽出して巡回を行っているような状況でございます。
苫野一徳 委員	なるほど。ありがとうございます。毎年そういえば、そのところをちゃんと把握していなかったなと思って、ありがとうございます。
澤栄美 委員	給食運営面に関する評価が標準ではあるけど、ほかのよりも低かったんで、そこを中心に見ていたんですけど、やっぱり人員配置のところが危機管理体制でも、人数不足等への対応により、個々の負担が多くなりとかいう文言も入っていますが、やっぱり人員が足りていないような現状があるんでしょうか。
吉田康誠 健康教育課長	人員につきましては、人の入れ替わりが現在激しいというような状況の中で、退職された後の補充というのが遅れているといったような現状もございます。また、その入ってきた新しい職員の方への研修体制でありますとか、そういったことも少し手薄になっているかなといったことを反映して、こちらにつきましては3.8点の標準的といったところになっているところでございます。
遠藤洋路 教育長	澤委員、よろしいですか。
澤栄美 委員	はい。
西山忠男 委員	この評価は毎年実施されているんですかね。
吉田康誠 健康教育課長	はい。毎年実施をさせていただいております。
西山忠男 委員	それであれば、過去5年間ぐらいの経年変化をグラフで示していただけると、改善されているかどうかがよく分かると思うので、次回はそれをお願いしたいと思います。 特に、前回指摘しましたように、食材費が高騰していますよね。だから、今後、品質の面で、おいしくないとかそういう不満が出てくる可能性もありますので、そういうこともチェックできるかなと思いますので、年次変化をよろしくお願いします。

令和7年（2025年）3月 教育委員会会議録【3月27日（木）】

遠藤洋路 教育長	分かりました。 私からも1点なんですけど、例えば、これ運営面の評価でもいいし、学校との連携でもいいんですけど、この校長による評価が4点満点で、委員の評価の平均は5点満点になっているので、やや見にくいなと思うんですけど、これは5点満点に統一できないんですか。
吉田康誠 健康教育課長	今、教育長からご指摘がありましたとおり、それぞれの視察でありますとか、校長先生方の評価のこの配分と最終的には5段階評価ということで、こちらのほうが統一されていないと、見にくいということでございますので、こちらにつきましては、次回の運営委員会の中で、見せ方としてこういった形が伝わりやすいかといったところにつきまして検討させていただきたいというふうに考えます。
遠藤洋路 教育長	お願いします。例えば、校長による評価が4点満点で3.7点、委員による評価が5点満点で3.8点という、4点満点中3.7点だったら相当高い数字に見えるけど、5点満点だと3.8点になっているという。何でそうなっているのかなというのがちょっとよく分からないなと思うところもあるので、そこはちょっと、この委員の評価の平均というところと校長の評価が比較できるといいなと思いますのでよろしくお願いします。 では、ほかになれば本件は以上といたします。
〔閉会〕 遠藤洋路 教育長	以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。 以上で令和7年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。